

第2回盛岡市・玉山村合併協議会

会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

第 2 回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成16年12月11日（土）午後2時00分

場所 玉山村中央公民館 2 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

盛岡市・玉山村合併協議会専門部会の設置について

(2) 協議事項

協議第 8 号 財産及び債務の取扱いについて（協定項目 5 ）

協議第 9 号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目 12 ）

協議第 10 号 女性施策推進事業について（協定項目 25 - 1 ）

協議第 11 号 姉妹都市、国際交流事業について（協定項目 25 - 2 ）

協議第 12 号 地域情報化事業について（協定項目 25 - 3 ）

協議第 13 号 窓口業務について（協定項目 25 - 8 ）

協議第 14 号 生活保護事業について（協定項目 25 - 15 ）

協議第 15 号 その他福祉事業について（協定項目 25 - 16 ）

協議第 16 号 勤労者、消費者関連事業について（協定項目 25 - 23 ）

協議第 17 号 定住化対策事業について（協定項目 25 - 31 ）

協議第 18 号 契約事務について（協定項目 25 - 32 ）

協議第 19 号 指定金融機関の調整等について（協定項目 25 - 33 ）

協議第 20 号 青少年健全育成事業について（協定項目 25 - 35 ）

協議第 21 号 財政計画における事業所税の取扱いについて

(3) 説明事項

新市建設計画（案）について（第 1 章序論～第 5 章分野別施策の概要）

4 その他

5 閉 会

1 開 会

司会（沼田事務局次長） 定刻となりましたので、ただいまから第2回盛岡市・玉山村合併協議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます当協議会事務局次長の沼田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、協議会委員全員の出席となっておりますので、定足数であります3分の2を満たしており、協議会規約第9条第1項の規定により本日の会議は成立となります。

あらかじめお願いしますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきたいと思っております。また、テレビカメラ等につきましては、会長あいさつまでの頭どりとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつを申し上げます。

谷藤会長 会長の谷藤でございます。

第2回盛岡市・玉山村合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は会場を玉山村に移しましての開催となりますが、皆様方におかれましては、師走の大変お忙しい中、また、土曜日の貴重なお時間にご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

また、傍聴いただいております皆様におかれましても、ご出席をいただきまして、お礼を申し上げます。

実は、先ほど玉山村のさまざまな事業の取り組み状況の一部ではございますけれども、盛岡市の委員の皆さんとともに、地域を回らせていただきながら拝見させていただいてまいったところでございまして、それぞれの特色を生かした取り組みをされているなということに感服をいたしたところでございます。

ご案内のとおり、11月29日の第1回協議会におきまして、協議会運営に必要な事項や協定項目のうち、協議全体の基本となります合併の方式や期日などをお決めいただきましたので、早速、12月2日に市村の事務方による専門部会を開催いたしました。事務事業の調

整に必要な事項や新市建設計画の策定についての協議をスタートさせていただいたところ
でございます。

本日の協議会では、合併協定項目、専門部会で検討された事務事業の調整、そして、新
市建設計画の一部をご協議いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

盛岡市と玉山村は、新県都としての都市機能とともに、美しいふるさとの山河や詩情に
あふれ、また、食糧供給の拠点として自立し、いつまでも住み続けることができる地域と
して、それぞれの特性を十分に生かして、ともに発展していくことが必要であると存じて
おりますので、その道筋は建設計画に示してまいりたいと存じております。

厳しい社会情勢のもとではございますが、志を高く掲げ、互譲の精神をもって新たな地
域づくりの活発なご議論をいただきたいと存じますので、皆様には特段のご尽力を賜りま
すようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

司会 それでは、ただいまから会議に入りたいと思いますが、その前に資料の確認をお
願いいたします。

事前に配付しております資料といたしまして、次第と資料のつづり38ページものと新市
建設計画（案）の資料、これは53ページものがございますけれども、それと合併協議項目
総括表でございますけれども、配付漏れの場合にはこちらの方に申し出をお願いしたいと
思います。

よろしいでしょうか。

3 議 事

司会 それでは、早速報告事項に入りたいと存じます。

会議は、協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっ
ておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 それでは、暫時、議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願いい
たします。

それでは、最初に会議録署名人の指名を私の方からさせていただきたいと思ひます。

本日の会議録署名人として、盛岡市の千葉長進委員と玉山村の本山正志委員を指名した
いと思ひますので、よろしくお願いいたします。

(1) 報告事項

谷藤会長 それでは、議事に入らせていただきます。

報告事項 盛岡市・玉山村合併協議会専門部会の設置について、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 協議会事務局の次長の藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、ご説明をさせていただきます。

皆様のお手元の次第の方の資料でございますが、めくっていただきまして、1ページ、事務事業調整の進め方という資料がございますが、それに基づきましてご説明させていただきますと思います。

盛岡市・玉山村合併協議会専門部会の設置についてということでございますが、第1回目の協議会で、委員の皆様方から合併協定項目と事務事業等の調整方針につきまして決定していただきましたので、具体的な調整作業に入るということで、12月2日にそれぞれ盛岡市、玉山村の職員の方々による専門部会を設置したところでございます。この表は、それに基づきましての調整の進め方というものをご説明申し上げるものです。

網掛けのところですが、12月2日に専門部会の開催をいたしまして、各種事務事業の調整作業に入ったところでございます。そして、それぞれ両市村の助役、担当部課長レベルの幹事会で最終的に調整をいたしまして、今回の第2回の協議会に議案を提出したというところでございます。そういった手順で、今、進めております。

今回までにまだ調整中のものにつきましては、同じようにグループ会議、これは、担当課長補佐、係長クラスのところでも調整の原案をつくりまして、そして専門部会、幹事会、そして第3回目の協議会に提出するというようなことで調整作業を進めております。

第4回目が1月6日にございますが、それまでに調整の方向を提出することで、12月14日までに、専門部会に調整をお願いしているということで、現在取り進めているところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま報告事項につきまして説明がございましたけれども、この件につきまして、皆様方からご質問がございますればいただきたいと思っております。

報告ということでございますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

(2) 協議事項

谷藤会長 次に、協議事項に移ります。

まず、協議第 8 号 財産及び債務の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の 2 ページをお願いいたします。

協議第 8 号 財産及び債務の取扱いについてでございますが、次のとおり提案するものでございます。

1、玉山村の財産及び債務は、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。

2、盛岡市に置かれている財産区は、現行どおりとする。

ということでご提案を申し上げます。

3 ページ以下につきましては、資料ということで、この調整に係る資料でございます。この資料は両市村の財産の内容を掲載しているというものでございまして、平成16年 3 月 31 日時点で調整しているというものでございます。

3 ページには、公有財産のうちの土地、建物、立木材積それぞれの所有の状況をお示ししているものでございます。

それから、4 ページ目につきましては、同じ公有財産の有価証券、それから出資による権利ということで出資金、出捐金、その合計額で、内訳は後ほどご説明いたします。それから、基金ということで、盛岡市 23 件、玉山村は 14 件ということで、総額 94 億 5,644 万 9,000 円、それから 14 億 4,511 万 3,000 円というような総額になっております。

それから、備品。これは自動車等の関係ですが、これは任意協議会にはなかったものを新たにつけ加えたものでございます。これにつきましても引き継ぐという調整方向でございます。

それから、債務の関係。地方債でございますが、2,641 億 2,907 万 7,000 円と、141 億 4,002 万 3,000 円というような合計と。それから、債務負担についても合計額をお示しております。

それから、財産区でございますが、これは盛岡市の方の関係ですが、旧中野村と合併した際の財産区を現行どおり引き継ぐということでのご提案でございます。

それから、5 ページ、6 ページ、7 ページは主な公共施設の状況ということで、両市村の現況についてお示ししております。

8ページ、9ページでございますが、出資、出捐団体一覧表ということで、それぞれ盛岡市、玉山村の出資、出捐状況について表にしております。簡単に申しますと、それぞれ両市村共通に出資している団体、例えば、1番の盛岡地区広域土地開発公社等ありますが、共通に出資している団体は6団体でございます。それから、寄附と申しますか、共通に出捐している団体、これは、8のいわて愛の健康づくり財団等々15団体でございます。それから、両市村の関係でそれぞれ団体に出資または出捐している団体は、盛岡市は19団体、玉山村は3団体でございます。

それから、10ページでございますが、基金の一覧表でございます。いわゆる基金造成をいたしまして、将来のさまざまな投資等に備えるということで、地方自治法に基づきました基金の一覧表でございます。主要3基金で言いますと、2番の財政調整基金、盛岡市が15億6,608万1,000円、玉山村は5億7,554万9,000円です。それから、市債管理基金、それから17番の公共施設等整備基金というようなことも、それぞれこの表のとおりでございます。合計欄もこのとおりでございます。

財産の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

谷藤会長 ただいま説明がございましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

皆川委員 この財産に直接かかわるのかわかるかどうかちょっとわからないんですけれども、いろいろな生活の中での納めなければならない住民税とか、国保税とか、水道とか、保育所のお金とか、玉山村には幾らぐらいの滞納額があるのか、盛岡市は幾らぐらいになっているのか、ちょっとそれを一覧表で出していただけたら、住民の意識とか、いろいろな地域づくりとかがわかるような気がしますし、行政の取り組みも、新しい市となった場合にも、いろいろ考えられるのかなと思ひまして、それをちょっとわかりたいんですけれども、お願いたします。

藤原事務局次長 それぞれの資料を次回までに取りまとめまして、提出させていただきます。よろしくお願いたします。

谷藤会長 それでは、手元にまとめた資料というものを今日持ち合わせておりませんので、それらを見やすい状態に整理いたしまして、次回にお示しするというにさせていただきます。

それでは、他ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、先ほどのお話をいただきました部分につきましては、次回提出させていただきますということで、ただいまの協議第8号の財産及び債務の取扱いにつきまして、原案のとおり承認するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議第8号については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第9号 条例、規則等の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の11ページをお願いいたします。

協議第9号でございます。条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

玉山村の条例等は効力を失うため、盛岡市において次のとおり整備する。

1、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、条例等の改正・新設を行うものとする。

2、玉山村の事務事業を引き継ぎ、あるいは廃止するための経過措置を設けるものとする。

3、公の施設について、盛岡市の施設として設置するため、条例等の改正・新設を行うものとする。

以上の内容で、ご提案申し上げるものでございます。

資料といたしましては、12ページをお願いいたします。

現在の条例、規則、告示、訓令等の本数でございますが、盛岡市は合計して819本ございます。玉山村は562本という本数でございます。これにつきましては、現在、事務事業の調整中でございますので、その調整に従いまして、条例改正が必要なもの、あるいは経過措置が必要なものというようなことになっております。それらの調整方針をご提案申し上げるというものでございます。

よろしくをお願いいたします。

谷藤会長 ただいま説明がありました協議第9号でございますけれども、条例、そして規則等の取扱いについてでございますが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思います。

そのとおり引き継いでいくべきもの、あるいは廃止すべきもの、それぞれ経過措置を設けるというもの、それぞれの部分についての取り扱いを定めようとするものでございます

けれども。これをもとにして、今後取り進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第9号につきましては、原案どおり承認することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議第10号 女性施策推進事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 資料の13ページをお願いいたします。

協議第10号でございます。女性施策推進事業の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げます。

1、女性行動計画は、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。

2、盛岡市の女性センターについては、合併後、全地域を対象とする。

というご提案の内容でございます。

資料といたしましては、14ページをお願いいたします。

まず、女性行動計画、これは、現在、盛岡市は平成16年度までの計画でございますので、17年度以降の計画を策定中というようなこともございますけれども、1年を目途に玉山村と一緒にあって取り組む方向で再編するという方向でございます。

それから、女性センターでございますが、ご案内のとおり、プラザおでっの中にある公の施設でございます。開館時間9時から9時半、土、日、祝日も開館しており、女性中心にいろいろ、図書コーナーとか、あるいは交流コーナーとかを設けてございまして、両市村の方々がご利用できるよう、全地域を対象とするという調整方向です。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまは、協議第10号でございますけれども、女性施策推進事業の取扱いについて説明がございましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらばいただきたいと思っております。

女性行動計画につきましては、合併後1年をめぐり盛岡市の例により再編する。それから、中ノ橋のところがございますプラザおでっの5階に女性センターがございますけれども、これを合併後、玉山村の地域も含めて全体として活動拠点として活用するというような意味でございます。

この件につきまして、協議事項の第10号でございますけれども、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議事項の第11号 姉妹都市、国際交流事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 資料の15ページをお願いいたします。

協議第11号でございます。姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

姉妹都市交流及び国際交流協会は、合併時に盛岡市の例により再編する。というご提案の内容でございます。

資料の方は16ページでございます。

ちなみに、ちょっとご説明がおくれて申しわけございませんでしたが、「再編する」という使い方をしておりますが、再編するというのは、両市村で制度がある場合、あるいは片一方にしか制度がないというような場合に、一元化を図るという必要がございますので、どちらかを基準にして一元化する、そういう考え方のときは「再編する」という言い方をさせていただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の方のご説明に入らせていただきますが、姉妹都市交流、これは、市の方は現在、カナダ・ビクトリア市と交流を結んでおります。それから、関連して、中学生の交流もやっておりますので、合併後は玉山村とご一緒に姉妹都市交流をさらに発展させるというようなことで、再編する方向でご提案させていただきます。

それから、国際交流でございますが、これも市の方に現在あり、国際交流の母体として現在やっておりますけれども、そういった交流の活動を玉山村の方々と一緒にさらに広げていくというようなことで、再編するという内容でございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまは、協議第11号でございますけれども、姉妹都市、国際交流事業ということにつきましてご説明申し上げましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

特に、盛岡市の場合は、来年がビクトリア市と姉妹締結をしまして20周年を迎えるというような節目のときにも当たっておりますので、来年、ビクトリア市から市長がおいでにな

って、いろいろな事業に参加していくというような話が出ておる段階でございます。

協議第11号 姉妹都市、国際交流事業につきまして、ただいま説明をしたわけですが、原案のとおりご承認していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議第12号 地域情報化事業について、説明をお願いします。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の17ページをお願いいたします。

協議第12号でございます。地域情報化事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、テレビ難視聴解消事業は、現行どおりとする。

2、IT講習会は、現行どおり継続する。

18ページの資料の方をお願いいたします。

テレビ難視聴解消事業でございますが、これは、盛岡市、玉山村とも、県の市町村総合補助金というものがございまして、それを活用して難視聴地域の解消のため、例えば共同アンテナとか、有線テレビの受信の切りかえとか、そういったものをやっているわけですが、それにつきましては現行どおりという調整方向。補助率についても、同じ内容です。現行どおり。それから、パソコン等のIT講習会について、それぞれ開催しておりますので、現行どおり継続するという方向でご提案申し上げるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

谷藤会長 協議第12号、地域情報化事業について説明が今ありましたが、皆さん方からこの件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

本山委員 ここで質問すればいいのかわかりませんが、携帯電話が通じない地域が玉山村にはたくさんあるわけですが、こういうところで取り上げる計画を持っているかどうかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

藤原事務局次長 携帯電話が繋がらない地域の解消のためのアンテナと申しますか、そういったことではございますが、合併建設計画の主要事業で、そういう事業が玉山村の方から出されております。それで、事業計画の中で現在検討中ではございますので、そういった対応をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

谷藤会長 その辺は、建設計画の中で、それぞれのところから提案のあったものを今検討しているという段階でございますので、そちらの方の中で取り扱いをまた協議させてい

ただきたい。

ほかにございますでしょうか。

それでは、協議第12号でございますが、地域情報化事業について、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第13号 窓口業務について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 19ページをお願いいたします。

協議第13号 窓口業務の取扱いにつきましては、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

- 1、土曜日・日曜日の窓口業務については、現行どおりとする。
 - 2、玉山村への自動交付機の設置については、システムの統一後に検討する。
 - 3、窓口の開設時間延長は、合併時は現行どおりとし、システムの統一後に自動交付機の稼働状況を見て検討する。
- という提案でございます。

資料をお願いいたします。20ページでございます。

まず、土、日の対応でございますが、盛岡市、玉山村とも、土、日予約交付の取り扱いをしております。それから、戸籍届等、あるいは死亡届、出生届等も含まれますが、日直対応をしている。ただ、盛岡市は、自動交付機の対応もいたしております。自動交付機につきましては、住民票の写し、印鑑証明書の写しを自動交付機で交付しております。それで、自動交付機の設置につきましては、現在、市にだけ設置しているわけでございますが、現在、電算システムの統合化の調査中でございます。第1回目の協議会でご説明申し上げたわけですが、そのシステムの一元化について調査中だということもありますので、そのシステムの統一後に、この自動交付機を玉山村にも設置するということでの検討をしていくという調整方向にいたしております。

その関係で、窓口開設時間の延長でございますが、市は平日5時半まで人の対応でやっております。それ以降、5時半以降は、自動交付機で窓口対応としております。玉山村は、週1回、木曜日でございますが、人の方の対応で証明書の交付をやっているというような相違があるわけで、調整としては、合併時は現行どおりといたしますが、システムの統一後に、玉山村にも自動交付機が設置されるわけですが、平日の自動交付機の稼働状況

を見ながら、5時半以降の対応についても、窓口延長について自動交付機をどうするかというようなことを検討していくという調整方向にいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

谷藤会長 協議第13号 窓口業務につきまして説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたい。

竹田(捷)委員 玉山の竹田でございます。

今、窓口の延長とか、また自動交付機の設置等のご説明をいただきましたけれども、玉山村では、今後、例えば合併した場合においては、今の玉山村は総合支所になるような位置づけという感じで受けとめているんですが、出張所が玉山村にまだ3カ所あるんですよ。その3カ所の出張所の扱いがどうなっていくのか、この辺が一番、周辺化になると言われる危惧を住民が感じられる部分があるものですから、その辺の扱いをどのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

照井住民生活部会長 ただいまのご質問でございますが、これにつきましては、いずれ組織の取り扱いの関係が協定項目に載っておるわけでございますが、その際に具体的に提案申し上げて、協議をいただくということになるかと存じます。

以上でございます。

谷藤会長 今後、出張所の取り扱いをどのように、人的なものも含めて、どういうふうな体制をとっていくかということを経後の組織の再編の中で協議していくという場面があるようでございますので、その場面でも、いろいろご意見もいただければと思います。

現在のところは、現状のもの、そしてシステムが統一した後に自動交付機の設置をするというような方向の中で進めさせていただく。そしてまた、窓口業務をどうしていくのかということも含めて今後検討するというところをご提案させていただいているようでございますけれども、このシステムを統合した時点での活用方法につきまして、またいろいろご協議いただく部分もあるかと思いますが、現在のところのこの提案につきましては、原案のとおり承認していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第14号 生活保護事業につきまして、事務局から説明願

ます。

藤原事務局次長 いずれにいたしましても、窓口業務については、住民の方々に直接関係するということもございますので、総務部長の方の内容になりますが、サービス水準については低下しないようにということで留意しながらやっていくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

それから、21ページでございますけれども、協議第14号でございます。生活保護事業の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げますのでございます。

- 1、県が実施している玉山村の生活保護事業は、盛岡市に引き継ぐものとする。
- 2、保護基準については、合併時に盛岡市の保護基準に統合する。

という内容でご提案申し上げますのでございます。

22ページをお願いいたします。

この事業につきましては、現在、盛岡市では福祉事務所で事務をやっておりますけれども、玉山村では盛岡地方振興局と申しますか、県の事業でやっております。それで、合併後につきましては、玉山村の事業は市の福祉事務所で一本化ということで対応するということになると思いますので、よろしくお願いたします。

それで、保護基準につきましては、盛岡市は2級地 - 1、それから、玉山村は現在3級地 - 1ということになっておりますけれども、これが市の方の基準に変わるということで、簡単に申しますと、多く支給されるようになると思います。参考までに、以前ちょっと試算した例で申しますと、標準世帯、3人世帯で、主人の方が33歳で、妻の方が29歳で、子供が4歳というようなことで試算しますと、市の場合は17万3,954円、それから、玉山村は14万5,841円というような これはあくまでも試算ですので。そういったような結果も出ておりますので、スケールメリットの一つではないかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

谷藤会長 ただいま、協議第14号でございますけれども、生活保護事業について説明があったわけでございますが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

それでは、ただいまの説明のとおり、原案のとおり承認していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 はい。

それでは、続きまして、協議第15号 その他福祉事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 資料の23ページをお願いいたします。

協議第15号 その他福祉事業の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げます。

シルバー人材センター及び在日外国人福祉給付金支給事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

という内容でございます。

24ページの資料でございますが、シルバー人材センター、これは、ご案内のとおり、おおむね60歳以上の高齢者の方々が、現役のときの技術とか経歴を生かして委託された仕事をやるという会員制の団体でございますが、これにつきましては、市の方の例によって再編する。

それから、在日外国人福祉給付金支給事業、これも市で現在やっておりますけれども、合併時には、市の例によって玉山村も対象にして再編するということでご提案申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

谷藤会長 協議第15号でございますが、その他福祉事業についてということで説明を申し上げますけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、原案のとおり承認していただいたことにさせていただきます。

次に、協議第16号 勤労者、消費者関連事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 25ページをお願いいたします。

勤労者、消費者関連事業の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げます。

1、勤労者融資制度のうち生活安定資金については、合併時に盛岡市の例により統合することとし、教育資金、住宅資金及び育児休業生活資金については、合併時に盛岡市の例により再編する。

2、消費者関連事業(消費生活相談、消費生活資金貸付)については、合併時に盛岡市

の例により統合する。

という内容でご提案をいたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

この勤労者融資制度でございますが、これは、窓口が東北労働金庫の取り扱いになっているということで、生活安定資金、それから教育資金融資、高校とか大学に進学する場合の融資制度、それから住宅資金貸付ということで、新築とか増改築のような制度、これにつきまして、生活安定資金の方は玉山村でもやっておりますので、この限度額が盛岡市の方が高いこともございますので、市の例により統合するという方向。それから、教育資金、住宅資金については、市の方の制度でございますので、市の例により再編するという調整方向でございます。

それから、勤労者融資制度でございますが、育児休業中の資金を必要とする場合に貸し付けるという制度、これも市の方でやっておりますので、玉山村の方々も利用できるよというということで、市の例により再編するという方向でございます。

それから、消費者関連事業ということで、消費生活センターが市のプラザおでつの中にございます。それから、消費生活資金貸付事業ということで、多重債務の関係とか、そういったことでの資金の貸付制度でございますが、盛岡市の例により統合してサービスを拡充していくということでのご提案を申し上げます。

よろしく願いいたします。

谷藤会長 ただいま、協議第16号 勤労者、消費者関係事業について、それぞれ説明がりましたが、この件につきまして、何かご質問、ご意見ございますれば。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、第16号の勤労者、消費者関連事業については、原案のとおり承認していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第17号 定住化対策事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 お手元の資料の28ページをお願いいたします。

協議第17号 定住化対策事業についてでございますが、この取り扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

Uターン希望者等に対する就業情報の提供等については、合併時に盛岡市の例により統

合する。

ということでご提案申し上げるものでございます。

29ページの方に資料がございますが、いわゆるUターン、地元の方に例えば首都圏の方から戻ってくるというような方々を対象にするわけでございますが、そういう方々の就職情報の提供とか、住むところの情報の提供とか、そういったものについて、盛岡市、それから玉山村で対応しておりますので、それにつきましては、合併時に、市の例により統合して、サービスの拡充を図っていきたいということでご提案申し上げるものでございます。

よろしく願いいたします。

谷藤会長 ただいま、協議第17号 定住化対策事業について説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第18号 契約事務について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 30ページをお願いいたします。

協議第18号 契約事務の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げますのでございます。

- 1、入札保証金については、合併時に、盛岡市の例により統合する。
- 2、随意契約の限度額については、市村が同一であり、現行どおりとする。
- 3、契約保証金については、市村が同一であり、現行どおりとする。
- 4、前金払については、合併時に、盛岡市の例により統合する。

ということでご提案を申し上げますのでございます。

31ページに資料がございます。

この契約事務については、自治法に基づいた財務規則で、それぞれ両市村定めている内容でございます。若干の相違があるということでの調整になっております。

入札保証金については、有利な方ということで、市の方の例により統合するというところでございます。

ただ、随意契約の限度額、契約保証金については、同じでございますので、現行どおりという方向でございます。

それから、前金払については、若干市の方が有利だということで、一元化を図る必要がございますので、市の例により統合するという制度的な内容でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 協議第18号 契約事務について説明がありました。この件につきまして、皆さんからご質問、ご意見ございますればいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第18号については、原案のとおり承認することとさせていただきます。

続きまして、協議第19号 指定金融機関の調整等について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 32ページをお願いいたします。

協議第19号 指定金融機関の調整等についてでございますが、この取り扱いについては、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

指定金融機関は株式会社岩手銀行とし、玉山村の指定金融機関である新岩手農業協同組合は、合併時に、指定代理金融機関とする。

という内容でございます。

33ページに資料がございますが、現在は、それぞれ指定金融機関ということで、盛岡市は岩手銀行、玉山村では新岩手農業協同組合を指定金融機関というようにしているところでございますが、指定金融機関については、自治法上、1つとなっております。ただ、収納とか、そういった公金を取り扱うことで、住民の方々にサービスの低下を招かないようにということで、指定代理金融機関としてこの新岩手農業協同組合を指定するということで、これは首長の指定によって対応できるということになりますので、そういったことで対応させていただきたいということでの調整方向でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 協議第19号でございますが、指定金融機関の調整等についてという項目でございますが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

最終的には、首長が決めるということにはなるわけでございますけれども、それぞれ今

までの経緯等もございますから、住民の方々が不便を来さないような形ということに配慮した提案だと思えます。

この件につきまして、ご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項の第20号 青少年健全育成事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 34ページをお願いいたします。

青少年健全育成事業についてでございますが、この取り扱いについては、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

- 1、青少年健全育成計画については、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。
- 2、少年センターについては、合併時に盛岡市の例により再編する。

というものでございます。

35ページに資料がございますが、青少年の健全育成ということで、市では、この健全育成計画をつくっております。平成17年度からの計画ということで、現在作成中でございますが、合併後は、玉山村と一緒に健全育成についても対応して行くということで、合併後1年を目途に再編するという方向にしております。

それから、少年センターでございますが、少年の非行防止、健全育成を目的にいたしまして活動しておりますが、これにつきましても、玉山村の地域も活動地域の対象として健全育成に努めていくというようなことでの再編という方向で、調整の方針をご提案させていただくものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 協議第20号の青少年健全育成事業について説明がありましたが、この件につきまして、皆さんからご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

工藤(定)委員 この青少年は、大体何歳ぐらいの線引きになりますか。少年というのは大体18歳ぐらいかなとわかるんですけども、青少年の場合は何歳ぐらいまでの線引きになるのか教えてください。

泉山事務局長 それでは、企画部会の方からお答え申し上げますが、いろいろ取り決めは特にはございません。ですから、幼稚園のあたりから子供というとらえ方がありまして、それから29歳ぐらいまでというふうな。法律的にはいろいろ、刑罰の場合にはありま

すけれども、特にこれについてはありませんので、私どもとすると、幼稚園のときから30歳前ぐらいまでというふうな広い意味でとらえております。

それで、健全育成ということで、少年の非行防止、これがある程度中心になりますし、これまでの取り組みといたしますと、列車通学の高校生等の補導、そういうことも、盛岡市、玉山村、それから都市圏の6市町村で、列車に乗りながら補導活動をしたりということもやっております。

一方では、小学校、中学校、高等学校という教育の場での青少年の健全育成ということもございしますが、それよりも、もう少し大きく広い意味での青少年の健全育成ということで取り組んでいるところでございます。

谷藤会長 ほか。

寺口委員 玉山村の寺口と申します。

この青少年健全育成ということについてなんですが、実のところ、玉山村に青少年活動センターなるものがございまして、昨年度までこれが利用されておったんですが、本年度から、これは休止という形になっております。岩洞第一発電所の隣にございまして、初め企業局の職員の寮としておったものを村が何年でしたか買い取って利用しておったわけなんですが、村の行財政計画に基づいて、今年度から休止ということになって、私は、場所もいいし、非常にもったいない施設だと思っておるわけです。したがいまして、この活用方法についても、今後大いにご検討いただければ幸いと存じ、申し上げるところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

泉山事務局長 今、新しくお聞きした話でもございますが、市の方でも区界の方に少年自然の家ということで、青少年の健全な育成を図る、また支援をするという施設がございしますので、どちらかという、そちらの方と若干同じような機能かなということも思っております。いずれ、そういういろいろな施設を活用しながら青少年の健全育成を図ることが必要になりますので、同じような機能の施設もございしますので、それらと一緒に今後検討させていただきたいと思っております。

谷藤会長 いずれ、現地の状況だとかさまざま、後ほど同じような分野のものがございしますので、その時点でいろいろ取り組む中で協議させていただくということになるかと思っております。

それでは、協議第20号 青少年の健全育成事業につきましては、原案のとおり承認する

ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

皆様のご協力で随分スムーズに来たわけですが、ここで10分ほど、ちょっと休憩させていただいた後に、再開させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[休 憩]

谷藤会長 それでは、おそろいのようなので、再開させていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、協議第21号 財政計画における事業所税の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、36ページをお願いいたします。

協議第21号 財政計画における事業所税の取扱いについてというものでございまして、この取り扱いについて、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

新市建設計画の財政計画においては、事業所税を見込まないものとする。

ということでご提案申し上げるものでございます。

これにつきましては、前回、第1回目の協議会で会長から、総務省の見解が示されたということで、財政計画に盛り込むか、盛り込まないかにつきましては、協議会の皆様方でご議論いただいて、その方向性を決めていきたいというご提案を申し上げましたので、今回、事務局としては、こういう内容でご提案申し上げて、皆様方のご意見を伺う、それで方向性を決めていきたいということでの内容でございます。

37ページに参考の資料をつけさせていただきました。

人口推計と事業所税についてということで、平成27年度までの人口の推移の表でございしますが、これにつきましては、任意協議会の段階からの人口推計の表でございます。

それで、平成18年1月10日に合併ということで前回協議いただきましたので、それを踏まえて考えてみますと、事業所税につきましては、合併時から5年経過の時点で、盛岡市と玉山村の合併の場合は、5年経過したときに課税団体と指定されるという制度になっております。ということで、5年経過ですと平成23年1月以降となります。そのときの人口が幾らになっているのかということが問題になってくるわけでございます。それで、30万人を超えていれば課税団体と指定されてまいりますし、30万人になっていなければ指定されないというような総務省の見解でございますが、それは、直近の人口資料ということに

なりますので、盛岡市の場合は、平成22年10月1日時点の国勢調査時点の人口が幾らになっているかということが問題になっております。

現在の推計は、コーホート要因法という代表的な人口推計で、事務局で出したわけですが、29万9,700人ということで非常に微妙な数字になっております。

これによりまして、事業所税を仮に見込むとすれば、前回もお示ししていますが、15年間で126億円という事業所税の収入が見込まれるという関係もございまして、非常に大きな額になってまいりますので、見込むか、見込まないかによって財政計画に影響してくる。ただ、現在の時点では微妙な数字にもなっているということもございまして。そういったようなことで、財政運営上の大枠を健全財政の観点から見きわめる必要があるだろうというようなことでもございますので、こういったような見込まないことということでもご提案をするものでございます。

いずれ、歳入歳出の推計条件を事前に決めていくためには、歳入につきましては、地方税とか地方交付税、あるいは国、県の支出金、地方債など歳入の条件を決めておく必要がありますし、歳出については、人件費とか扶助費とか、普通投資的経費をどうするかということの大枠を決めていく。その中で、事業所税の取り扱いも事前に方向性を出しておくというようなことでもお願いしたいと思っておりますので、一応、このたたき台をもとにご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

谷藤会長 ただいま事務局から説明がありました。この平成17年度以降の人口の推移につきまして、それぞれの試算方法でやっておるわけでもございますけれども、将来、現実にも今、ちょっと減少傾向に来ているという実態がございまして、ただ、将来力を合わせて発展を期していくということになれば、さらに増えるかもしれませんが、現実にも固めて見えていくというか、現実の数値上から見ていくと、このような人口の推移になるのではないかとということで、合併の建設計画を立てていくときに、それを見込んだ財政計画を当初から組んでおく方がいいのか、それをもし組んでいて、30万人に至らなかった場合には、その分を事業計画から削減しなければならないということでもございますので、スタート時点では、事務局からの提案は、組み入れていかない方法での建設計画を、固めて見て取り組んでいった方がいいという意味も含めた説明かと思っております。そのようなことで、ご提案を事務局からさせていただいているものだと思っております。

この件につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

いずれ、将来に向けて発展を期していくという意味では、活力ある地域を、やはり魅力

ある地域のところには人が集まるというのが原則ではありますけれども、これはまず、スタートしてみなければわからない部分もあるということで、固めの取り組みからいったらどうだろうかということになるんだろうと思います。

どうでしょうか。さまざまな件につきまして、お考えがそれぞれあられるんだと思いますけれども。

盛岡市の委員の皆さんの方からも何かこの件につきまして、お考えがそれぞれあられると思いますけれども、協力し合って魅力ある地域をつくっていくということであれば、ちょっとこの数値が低すぎるのではないのかという見方の方もあると思いますし、また、今現実に人口が減少している部分もございますので、それをベースにして、今後、努力をしながら、魅力ある北東北の拠点になる地域をつくるんだということでこれから取り組んでいくわけですが、当初の取り組みとしては、かた目に見ていった数値からスタートしていくという中で、予算組みをしていくというような方向ということであります。

よろしいですか。まず全力でこの魅力を出し合って、すばらしい地域に発展していくというこの意気込みは変わらないわけでありまして、現実の今の数値をベースにしてものを考えていくというような形の中で、堅実な建設計画に取り組ませていただくというようなことをベースに、これから進めさせていただくということで、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議事項の第21号につきましては、新市建設計画の財政計画においては、事業所税を見込まないというようなことでスタートするということにさせていただきたいと思います。

以上で、協議事項につきましては終わらせていただきたいと思います。

(3) 説明事項

谷藤会長 続きまして、説明事項について、事務局からお願いします。

事務局(佐藤) それでは、ここからは事務局主幹の佐藤、私の方からご説明申し上げます。

資料は、新市建設計画(案)とあるものでございまして、表に四角く囲んで序論から5の分野別施策の概要となっている資料を説明させていただきたいと思います。

本来であれば、すっかり完成したものを議案としてお示しするものでございますけれども、このように大部なものでございますので、ご意見をいただきやすいように、分割してご説明して、ご意見をいただきたいと考えてございます。

今日は、ここに書いてありますように、分野別施策の概要、個別事業に入る前までをご説明いたしまして、次回は、個別の事業、財政計画等についてご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのような意味合いで、これは説明事項ということで、今日説明して、次回にもご意見いただきますし、今日は今日で、またご意見をいただければ幸いと存じております。ですから、これを説明いたしますけれども、市村を挙げてつくるのがこの建設計画と存じておりますので、どのようなことでも構いませんし、ご意見をいただきまして、それから、事務局を通じてのご意見も結構でございますので、それぞれ、玉山村、盛岡市、双方の事務局を通じて、またご意見をお寄せいただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、表紙をおめくりいただきたいと思います。そうしますと目次がございます。この目次につきましては、第1章から第5章まで、今日お示ししておりますけれども、前回、第1回でご承認いただきました新市建設計画の策定方針というものがございました。それに沿ったものとなっております。

それから、前回の策定方針では、新市将来構想、任意協議会段階でつくった新市将来構想における基本的な考えですとか、新市の将来像、まちづくりの基本的方向を最大限尊重するとしておりますので、これに沿って作成いたしております。もちろん新市としての特色を出す、盛岡・玉山地域の特色を出すということにも留意いたしております。

こういうことから、かつてご説明いたしました内容と同様の説明となるころも多々あるかと思っておりますけれども、この法定協議会の場で、少し詳しくお話ししたり、早くやったりという強弱はございますけれども、一通り説明させていただきたいと思っております。

では、右の1ページから参ります。

第1章の序論につきましては、まず、合併の必要性として4項目にわたり記述したものでございます。

(1)では、いわゆる生活圈と行政区域が一致した一体的なまちづくりの取り組みの必要性ということが記述されております。それから、(2)は、もうご案内のとおりでございます。地方分権への対応と、より多くの権限移譲によって特色を生かした地域づくりを行うということを記述しております。ここの部分でございますけれども、より多くの権限を私

たちが得て特色あるまちづくりをするということになりますと、中核市という言葉がすぐ連想されますが、中核市の移行に関しまして少し説明させていただきたいと思います。

盛岡市といたしましては、中核市移行につきましては、住民に最も身近な総合行政主体といたしまして、規模、それから能力の充実を図ることを目指したいとしております。合併時に人口が30万人に達した後に指定の準備に入る、そのようなものでございます。そして、速やかな移行を図りたいというのが市の考えでございます。

しかしながら、かつて3市町村で任意協議会での検討におきましては、中核市の指定というのは、どちらかというとし側の都合かなという点もございまして、28万人、29万人のあたりで、もう少しで30万人になるんだ、それで中核市というお話になりますけれども、そういったこともございまして、共通の理解を得ることが難しい状況にありましたことから、任意協議会の中では協議をいたしてございませんでしたし、新市将来構想の中にも、中核市の移行については記述がなされませんでした。しかし、合併の期日を前回は平成18年1月10日と設定されました。人口は、その直近の平成17年の国勢調査データを使うこととなります。そうすると、ご説明申し上げましたように、30万人を切ることは、よほどのことがなければそれはあり得ないだろうという状況でございますので、合併後のまちづくりの姿を新市建設計画の中に、その中核市移行についての表現を入れる必要があるのではないかと事務局では考えたものでございます。

このため、新市建設計画を策定する、今回課題となっておりますこのことについて、ぜひとも委員の皆様方でご協議いただきまして、それを踏まえて、盛り込むかどうか決めていきたいと考えてございます。

ですので、(2)の地方分権推進への対応ということにも鑑みまして、「中核市移行」という表現を入れるということについてのご理解が得られれば入れていきたいという気持ちでおるところでございます。ご意見をいただきたいところだと考えてございます。

続きまして、(3)でございます。少子・高齢社会への対応ということでございます。当然、地域活力の低下ということも心配しなければなりません。こういうことへの対応はしっかりとっていくと。

それから、(4)の厳しい財政状況への対応でございますが、国、地方とも、とても厳しい状況でございます。そして、もう1ページめくっていただきますと、これはこの文章の最後の尻尾がございまして、当然ながら、より一層簡素で効率的な行政運営が必要となるというような状況が記載されてございます。

3ページ目へ参ります。

合併により期待される効果として3点上げてございます。

(1)では、市村の行財政力を結集いたしまして、総合行政が可能となる、そういうことの自治能力の向上。

(2)では、いわゆるこれはスリム化と言っていいんでしょうか、そういった効率的な行財政運営。

(3)では、恵まれた地域資源の連携活用によりまして、産業振興を図ることが可能となるなどの新しいまちづくりを上げているものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

ここは、建設計画策定の方針となっております。

構成につきましては、将来像ですとか、財政計画などを内容とするという旨。

それから、2では、概ね10年間を計画期間とすること。10年ぴったりとなるということも考えられますが、概ねという表現になっております。

3では、2市村の総合計画を踏まえて、それぞれの総合計画を尊重しましょうと。そういうものを踏まえて策定します。それから、特色ある地域づくりや継続性も考慮いたしましょう。当然、他の広域計画との整合も図るといことなどを記述したものでございます。

右の5ページ目は、第3章、地域の現況と課題となっております。

この辺につきましては、もう何度かごらんになっているかと思えますけれども、地域の現況と課題につきましては、広域計画との関連といたしまして、県総合計画ですとか、盛岡地区の広域市町村圏計画、それらにおける市村の位置づけや機能分担をまとめたものでございます。

6ページ目をお開きいただきますと、最後の方に、中段以降切れておりますけれども、盛岡市と玉山村のそれぞれの機能分担について記載してございます。盛岡市で言いますと、高次都市機能集積拠点等々、玉山村は高度技術集積型産業導入拠点等々が記載されているものでございます。

続きまして、7ページでは、市村の総合計画の期間ですとか将来像をまとめたものでございます。将来像という欄を見ますと、自然ですとか、健康ですとか、文化という言葉が共通項となっているものでございます。それぞれ状況は違いますが、同じような方向を向いているのかなということは、総合計画の担当者同士で話し合っております。

それでは、8ページ目をお開きいただきたいと思います。

地域の現況となっております。この8ページから9ページ目にかけて、面積、人口、世帯数の現況を記したものでございます。これで、今現在の比較では、面積の約886平方キロメートルというのは、市レベルでは、ちょっと被災しておりますが、新潟県の魚沼市に続いて第6位と。合併が進めば、日々、あるいは順位は変わるかもしれませんが、まず、魚沼市に続いて市レベルでは第6位ということになりますし、県内では、岩泉町に続きまして第2位になるということになります。それから、1世帯当たりの平均人員も、9ページの下の方にございますけれども、市村合計で約2.5人ということなんでしょうか、やっぱり減ってきているなということがおわかりになるかと思えます。

10ページ目をお願いいたします。

10ページでは、ここからは、よくご存じのところでございますけれども、出生、死亡などの自然動態、それから、転入転出などの社会動態、さらに、外国人登録。外国人は、さっき調べましたら、市は11月現在で約1,400人、村は39人となっておりますが、そういった増減を見まして、平成15年で約400人の減となっております。

右側の11ページになりますと、新市としての高齢化は、全国、あるいは岩手県平均よりも低いといいいんですけれども、高齢化は着実に進行している状況がおわかりいただけるものと思えます。

恐れ入りますが、また、もう1ページを開いていただきますと、12ページになります。

ここでは昼夜間人口ということで、昼、例えば仕事に来ているとか、学校に来ている、そういった昼の人口、夜の人口でございますけれども、当然ながら、盛岡市は昼の人口が多くて、玉山村は夜の人口が多い。

それから、13ページの市村間の人口移動というのを見ますと、これは単純な表ですので、差し引きで、玉山村が盛岡市へ124人の転入超過となっている状況が示されたものでございます。

14ページをお開き願います。

ここは地域産業の現況でございます。表の中で、一番上の盛岡市の就業者数の欄をごらんいただきますと、平成7年から12年、5年間の間ですが、就業者数は減っております。ですけれども、2次、3次産業はわずかながらでも増となっている。でも、やっぱり1次産業は減り続けているという状況です。一方、玉山村では非常にバランスのとれた産業構造となっていることがわかるかと思えます。

右側の15ページになりますと、今度は事業所でございますけれども、事業所数が減少に転じているということが、もう一目瞭然でございますし、 の農林業になりますと、ここから16ページにかけてですけれども、よく話題になります、農業産出額においては玉山村が盛岡市を抜いている。もちろん1人当たりの額というのは玉山村が上なわけですが、産出額においても抜きましたという状況。そして、畜産が伸びているという状況が記されておるところでございます。

右側の林業の方になりますと、従事者の減少等などの懸念材料が指摘されておりますけれども、特用林産物の生産拡大ですとか、森林の持つ公益的機能の維持などの取り組みがなされているという現況が記載されているものでございます。

の工業でございますけれども、工業では、今日も視察してまいりましたが、大規模事業所の閉鎖によりまして大きな影響が出ました。ですけれども、企業誘致のみならず、起業家支援ですとか、産学官連携による新分野開拓の取り組みも必要だろうということで、そういう取り組みがなされております。盛岡工業団地を見せていただきましたが、17事業所、約770人の従業者の方がおられる。満杯であり、なお3ヘクタールほど拡張しているという状況を見せていただいたものでございます。

それでは、18ページをお開き願います。

の商業のうち、卸売業でございますけれども、これは、実は商店数、従業員数、商品販売額とも、県全体に占める割合が4割、5割と約半分近くありますが、やっぱり減少傾向にあるという状況でございます。小売業になりますと、ご案内のとおり、景気の低迷ですとか、郊外の大型小売店の影響によって商店数が減少しております。一方で、中心市街地活性化の取り組みがいろいろなされているという状況でございます。

19ページにいっぱい数字が並んだ表がございますけれども、こう見てきますと、一番右側の平成14年のデータは、例外は1つございますが、ほとんどの欄で最低値を記録しております。平成11年から14年にかけて、相当厳しい状況であったことがわかるデータとなっております。

20ページをお開き願いたいと思います。

観光でございます。これも表の方には数字が並んではおりますけれども、観光では、市村とも観光客入込数が減少傾向にございます。やっぱり広域圏で連携して、広域圏での観光資源を大いに売り込むということで、連携してPRに取り組んでございます。観光客約4人に1人が泊まるお客さんだ、そういう状況が記されてございます。

右の21ページになりますと、通勤・通学あるいは購買動向におきまして、玉山村から盛岡市に多くの方に通勤・通学いただいている、それから、購買に赴いていただいているという状況です。

22ページに参りまして、ここは医療動向です。購買動向が上にあって、下に医療動向がございますけれども、やはり、多くの方に医療のためにおいでいただいているという状況がわかるかと思えます。

右の方の23ページは行財政の状況でございます。この辺は、もうご案内のとおりかと思えます。特別職、議員数、職員数の現況が書いてありますので、ここは24ページまで進ませていただきます。

24ページも、何度かご説明いたしておりますけれども、こういった財政状況が記載されております。歳入の状況は、やっぱり平成8年がピークで、減少に転じている。グラフの一番右側でちょっと上がっているという状況がございますけれども、このふえた分というのは、調べてもらったら、生活保護ですとか、児童手当などの、いわゆる扶助費の伸びによる補助金の増加分となっております。いずれ、ちょっと減少傾向にあって、そういった事情でちょっと伸びたという状況がございます。歳入総額、盛岡市約949億円、玉山村が約76億円となっております。

では、26ページをお願いいたします。

歳入と同じでございます、平成8年をピークにやっぱりちょっと減ってきているという状況ということでございます。

そこで、27ページの性質別では、市村ともに人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の割合がともに大きい状況となっております。歳出総額は、盛岡市が約940億円、玉山村が約74億円となっております。

28ページに参りまして、ここのグラフが大変込み入ったもので、大変恐縮でございますが、これは目的別の決算見込み額でございます、例えば、盛岡市では、高い順から申し上げますと、民生費、土木費、公債費となります。玉山村では、総務費、民生費、公債費となります。やや順序が違っておりますけれども、そういった状況になっております。

右側の29ページでは、財政力指数という表現がなされておりますけれども、一般的に財政力の強弱というのを表すというのはお聞きになったことがあるかと思えます。要するに、一般財源必要額に対して、市税などの一般財源の歳入額がどの程度確保されているのかを計るものでございます。高ければ高いほどよろしいとなるわけでございますけれども

も、今そういった状況にあるという説明がなされてございます。

30ページをお願いいたします。

経常収支比率のご説明も何度かいたしましたけれども、ここはよく家計に例えてこれまでも説明してまいりました。給料など毎月決まって入ってくるお金、それが食費とか家賃とか光熱水費など、いわゆる必ず払わなければならない生活費にどれだけ使われているかということに例えられるものと存じます。この比率が高いほど、臨時的にお金が必要となった場合に、回す余裕がなくなってしまう、こういうふうになるものでございます。ですから、この余裕がなくなる状況というのは、財政がいわゆる硬直化しているということになりまして、市村ともに健全水準を相当オーバーしている、こういった状況が記載されているものでございます。

次の、公債費負担比率は、いわゆる借金の返済に充てられるお金の比率のことです。まして、これも健全水準をオーバーしているという状況にございます。

右側の31ページの債務負担行為というのは、言葉とすれば難しい言葉になりますけれども、平たく言いますと、複数年の支出となるもの、単年度決済の例外的なものと言えようかと思いますが、借金でございます地方債の償還金などと同様、それは当然、将来の財政負担となるものでございます。ですので、1ページお開きいただきまして、32ページはこの額が記載されてございますし、それから、いわゆる一般的に貯金と言われます基金の残高を差し引いた額を示しております。

33ページには、住民1人当たりの将来にわたる財政負担額を記載してございますけれども、市村ともに50万円台となっているという状況が記載されておるものでございます。

35ページにたくさんの表がございまして、これは、住民1人当たりの地方債残高を初めとした諸データがグラフで示されております。負担すべき経費は、どれを見ても大体盛岡市が少ないんですけれども、住民1人当たりの基金残高は玉山村の方が多くなっているという状況がございまして。

36ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは、ちょっとまた変わりました、地域づくりの課題として、市村で検討して、その課題を挙げたものをお示ししているものでございます。それぞれの特性を生かして発展を目指すための課題とおとらえいただければよろしゅうございましょうけれども、コミュニティ活動の活性化など、各分野の44項目を上げてございます。これは、市村に共通するものですか、ある特定地域のものなど、多種多様という表現で前文に書いてござい

すけれども、これらの課題を踏まえまして、新市として一体的な発展を目指すための方向を定めていくものとなるものでございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

新市の目指すべき将来像では、少し太い濃い文字で、基本理念といたしまして、その太いところだけ読みますと、交流、安心、共生、自律を掲げてございます。この中で、ご意見ありましたが、自律については、ぎょうにんべんですが、さまざまな機会に、特に経済に自律という表現はいかがなものかというご意見をいただいたところでございます。自律の「律」は、かつて、広域都市圏6市町村で集まって協議した際に、ただ立って独立をするのではなくて、ともに手を携えてという意味で「律」という使い方をした例がございすし、国などでもこういった言葉を使っている例があるので使わせていただいたところでございます。ただ、まだ、この「律」が浸透していないような状況もございすので、何となく誤解されるのではないかといった意見もありますので、ここにはもちろん限りませんけれども、ここも、この「自律」ということに関しては、皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、右側の39ページの将来像ということでございす。

これは、当然、38ページの4つの基本理念から引っ張ってくるわけでございすけれども、交流に対応するものが(1)で、要するに、県内はもとより北東北をリードする拠点にふさわしいまちづくりを進めると結んでございすし、安心に対応するのが(2)で、全ての人安心して暮らせるまちづくりを進めるとなりすし、共生に対応するものが(3)で、新エネルギーの導入ですとか、循環型農業の構築、それから歴史、文化などの地域資源を生かした観光拠点づくりを進めるといふことにつながってまいりす。

先ほど課題として提起させていただいた自律に対応するのが(4)でございまして、農林業の持続的な発展ですとか、地域に根差した産業群の育成などによりす経済的な自律を通し、選ばれるまちとしての発展を目指したいと。会長が言ひますように、魅力あるところには人が集まってくるんだ、そういう選ばれるまちとしての発展を目指したいといふこととございす。

40ページをお開きいただきたいと思います。

40ページにつきましては、この絵がちょっといかがなものかといふようなご意見もあひすので、そこは工夫させていただきますが、この絵の下に、案の1から案の6まで6つのものが並んであひす。ここもご意見をお願ひしたいところでございすけれども、任

意協議会では、ご存じのとおり、「都市・田園・自然のハーモニー～活力あふれる新県都」というのが一つのキャッチフレーズでございました。市村での枠組みとなりましたので、これは新市将来構想を尊重するということが原則ですので、新県都という言葉は残そうではないかということは考えてございます。そして、その上で市村の職員が頭を絞って案をお示ししたものでございます。

案の1は、「ひと・まち・緑」という、わかりやすくそれぞれの共通のことを謳って、活力あふれる新県都としているものが案の1でございます。

案の2になりますと、「美しく詩情あふれる新県都」でございまして、美しいという言葉は、やっぱり『壬生義士伝』でも、盛岡は美しい町だと吉村貫一郎が言っておりましたし、浅田次郎さんが言っておりましたし、それから、詩情あふれるというのは、やっぱり玉山村のフレーズでございますから、いわゆる文芸系の作品として案の2というものを提案申し上げております。

それから、案の3は、実は、案の1の「緑」が「自然」に変わっているということでございまして、この例にありますように、皆様にも、例えば緑とか自然が違う言葉ではどうかとか、それから輝くの「く」が「き」ではどうかとか、いろいろあるかと思うんですね。活力あふれるの「活力」がほかの言葉に置きかわるのではないかと、そういったご意見があるかと思えます。

案の4では、いわゆる北東北のかなめの都市として「岩手が輝く」と、岩手にまで踏み込んで謳ったもの。

案の5では、前回の都市・田園・自然のハーモニーという、それを限りなく踏襲している、「ふれあい にぎわい やすらぎのハーモニー～活力あふれる新県都」となっているものでございます。

案の6は、「住んでよし 訪ねてよし 人が輝く新県都」と、ちょっと力強い作品、風変わりな作品となっておりますけれども、この6点を提案いたしまして、皆様からご意見をいただきたいと存じております。

冒頭、ご説明申し上げましたように、例えば、この場ではとおっしゃる方もおありでしょうから、その場合は、事務局を通じてでも、こういう言葉ではどうかということをお伝えいただければよろしゅうございますし、ご意見ありましたときには、ぜひお出しいただきたいと思えます。

それでは、41ページの将来人口でございます。

41ページは、先ほど人口についてはご紹介いたしましたので、いずれ傾向としてはやっぱり減るんだ、でも施策では頑張るんだ、そういった内容でございます。

それで、42ページをお願いいたします。

ここは土地利用の構想でございます。右の方には図がありまして、都市ゾーン、田園居住ゾーン、自然涵養ゾーンの3区分となっているものでございますけれども、大枠のゾーニングをご理解いただきたいと思います。都市ゾーンは、やっぱり交通機能を軸に都市的土地利用がなされているゾーン。田園居住ゾーンは、農業的土地利用がなされているゾーン。自然涵養ゾーンは、中山間地域ですとか、北上高地、里山地域などの広大なゾーンでございます。それぞれ特性に応じた計画的な土地利用を図ることとしております。これは、国土利用計画ですとか、それから、広域の都市計画を踏まえてつくらなければならないものですから、そういったある程度の前提というものはございますけれども、市村のそういった前提となる計画を合わせましてこの項を作成したものでございます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

44ページでは、市村それぞれの整備の方向を定めているものでございます。いずれここは、合併を契機といたしまして機能を補完し合い、ある意味、弱みを補っていく、それから、それぞれの強みをさらに強くしていくという方向を記述しております。ですので、盛岡市では、「歩いて楽しめるまち空間」の創出ですとか、「まちなか観光」などの中心市街地活性化が記載されていますし、さらには、都市型農業の展開ですとか、東部中山間地の定住化と都市との交流が記載されてございます。玉山村におきましては、駅周辺地区の基盤整備ですとか、企業誘致の推進、循環型農業の展開、広域観光の促進というものを掲げているものでございます。

そして、45ページになりますと、ここからが分野別施策の概要となるものでございます。きょうはこの文章までのご説明になります。次回は、その具体的な事業等につきましてご説明することになります。

それで、45ページの最初でございますけれども、一人ひとりの心がかような快適な地域社会の形成では、コミュニティ活動、男女共同参画社会、情報通信機能 先ほど携帯の不感地帯の問題も出されておりますが、そういった通信機能の整備、それから、消防・防災体制の強化といった安全なまちづくりということ、それから、交通安全・防犯対策ということが掲げられて、いずれもしっかりしなければならないものでございます。

46ページは、いわゆる保健医療・福祉の分野になります。ここでは、保健医療の充実、

福祉の充実、環境衛生の充実となっていますけれども、(3)の環境衛生の充実では、将来の火葬需要等に対応し、火葬施設の再整備を進めることとしておりますという、市の現況火葬場についての方向も触れられているものでございます。

右側の47ページになりますと、いわゆる人材の育成、教育等になりますけれども、(1)だけ「潤いのある」という修飾がなされて、あとはなされていませんが、ここの整理はまたさせていただきますが、学校教育の推進、生涯学習環境、社会教育の充実、生涯スポーツの振興となりまして、48ページになって、生涯スポーツのところに統合型地域スポーツクラブという言葉が出てまいります。ここは、北松園にこういったクラブがあって、社交ダンスですとか、ボーリングですとか、いろいろなものを含めてスポーツを通じた地域づくりに取り組んでいるところでございます。こういったものも今、進められているという状況であります。あとは文化の振興と国際交流となっております。

それから、右側の49ページになりますと、いわゆる生活環境整備部分でございますけれども、住宅・宅地の供給、公園・緑地、廃棄物の抑制と適正処理、環境との共生、景観の保全と創出といったことについては、ともに取り組んでいくべきものだと感じております。

50ページに参ります。

産業は、いろいろな方から、協議会の場、あるいは協議会の場以外でも、いろいろなお話をする機会がありましたごとに、いろいろな意見をいただいている分野でございます。いずれ、地域資源を大いに活かしていくとなると非常に重要な分野だと思います。

これは、(1)商業・サービス業の振興から始まりましてずっとありますけれども、商業・サービス業につきましては、「消費者の様々なニーズに対応した商品やサービスを提供する中心市街地と各地の生活やコミュニティ活動を支える商店街や個店の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます」ということで書き出しております。

それから、「高い交通の連結性等の特性をいかし、流通・卸機能の一層の振興を図るとともに、多種多様なニーズに対応するサービス業や都市型産業の育成を進めます」と記載しております。

(2)の観光の振興でございます。ここも少し読ませていただきます。「高速交通の結節点としての特性をいかしながら、広域的観光の推進に努めるとともに、自然や歴史・文化、石川啄木をはじめとするゆかりの人物、伝統工芸品や食などの特産品を活用した観光地づくりを推進します」とございます。

ユートランドでは、平黒豆という特産物も見ましたし、アイスクリームもごちそうになりましたし、それから、本当に藪川自慢のおそばもいただいております。なお、藪川のおそばは、106号の小天狗という食堂といいますか、産直機能のあるところがございますけれども、そこでも藪川から種をもらってきて、砂子沢で植えたものを提供しております。そういうことで、非常にそばということでは、おいしいそばをいただいておりますし、そういった特産品があるということもまた、理解しているものでございます。「まちなかと外山、岩洞湖、渋民、つなぎ温泉等を結ぶなど、市内や広域の新しい観光ルートを設定し、観光客の誘致を図ります」。

それから、「物産や伝統工芸品の振興と歴史文化や自然資源などの掘り起こしにより、地域ブランドの確立を図ります」としてございます。今あるものを組み合わせると、1足す1が2、3、4にも5にもなる形が地域ブランドになろうかと思っておりますので、これは頑張る分野かと思っております。

それから、(3)の工業の振興でございます。工業は、もちろん玉山村に工業団地があって満杯の状況です。一方で撤退するところもあったりして厳しい状況もありますけれども、新たなことにも取り組むという状況でございます。「試験研究機関、大学、企業等の豊富な産業資源の活用や産学官、異業種間の連携を推進し、新商品やデザイン・技術開発を促進するとともに、新分野の開拓や新しい産業の創出を推進します」ということで書き出してるものでございます。

次は、(4)の農林業の振興でございます。ここも、恐縮ですが読ませていただきます。「生産基盤の整備や後継者等の確保、経営規模の拡大など競争力のある農業に向けた環境整備を行います。米、果樹、野菜、肉牛等の農畜産物のブランド化などにより競争力のある産地形成を図るほか、地産地消や産直施設の拡充、農村交流センターの設置など生産者・消費者の多様な交流を促進します」とございます。

「また、畜産廃棄物処理施設を配置して循環型農業を展開するとともに、農産物の直売、加工、伝統料理の提供などを行うアグリビジネスを支援して雇用の創出を図るほか、中山間地域における耕作放棄の防止や活性化を推進するとともに、グリーン・ツーリズムを促進します」とございます。

以下、あと林業の記述がございます。いずれ付加価値をつけていくということになるかと思っております。

あとは、(5)が新規創業の支援、(6)は雇用の創出となっているものでございます。

52ページ、53ページで最後でございます。

52ページは、いわゆる都市基盤の整備となっているものでございます。ここは、市街地の整備、交通基盤の整備、上・下水道の整備となっております。岩手山の伏流水が湧出しているすばらしいところもお見せいただきました。そういったことで、水については玉山村は非常に恵まれているところでございます。

あと、地形的なことを考えると、市村の市街地が連たんしているとは言えませんので、ここで交通基盤の整備というのは、一体化を推進する上では大変重要なものと考えているものでございます。

最後の53ページでございますが、ここは、当然これからやっていかなければならないものと心して行政としても取り組んで、効率化を図る。それから、効率化を図るんだけど、それはサービスも低下させないというようなことも必要になりますが、そういった健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進するということでございまして、行財政運営の推進ですとか、市民と行政の協働ですとか、それから、広域連携につきましては、もう何度か申し上げましたが、広い視野を持って、都市機能の充実を図りまして、県内全体にその効果を波及させるよう、その牽引的な役割を果たしたいと従来から申し上げてきたところでございます。

以上、長くなりましたけれども、説明を終了させていただきます。どうぞ、ご意見の方をよろしく願いいたします。

谷藤会長 大分一気に説明が進んだところではございますけれども、後でまたじっくりお目通しいただくこととしていただいて、また、それぞれお気づきの点は、事務局を通じて遠慮なくどんどん声を寄せていただくということをお願いいたしたいと思っております。

特に、最初のところでもありましたけれども、合併が推進されるとすれば、その当初、30万人は超えるだろう。そうすることによって、中核市へ移行する手続を踏んでいくとすれば、そういうことが可能になるということになっていくわけですが、そうなったことを想定して、今後、これらの建設計画の中に、中核市というものを目指していくということも含めながら、その文言を入れるべきか、入れない方がいいか。また、中核市についての説明がもう少し、もう一回復習する必要があるのかもしれないけれども、その辺も含めて、これを挿入したらいいのではないのかということ。

もう1点は、経済的に自律するという「律」と、それから、やはりこの言葉は今さまざまなところで使われ始めてはいるようですけれども、まだちょっとなじんでいないのでは

ないのかというようなこととかあるわけでありませう。そういう意味で、これらにつきましてそれぞれお考えをいただきたいと思ひます。

それから、さらにイメージといひますか、これにつきましての6案、それぞれ事務局の方でたたき台として出したということござひますけれども、この件については、さまざまな視点からのとらえ方が委員の皆さんを初めあられると思ひます。そしてまた、これで今決めるというものでござひませんが、いづれ、多くの住民の方々とのこれからの時間の中で、こういうものをイメージアップとして、イメージとして文言の中に入れておいた方がいひのではないかとひいものがあれば、それぞれまた事務局を通じてお寄せいただきたいと思ひますし、この機会に、ここの場でも、もう少しこういうのを入れた方がいひのではないかと。

特に、先ほども出ていましたけれども、玉山村の岩手山の伏流水のすばらしい涌口のところも拝見しましたが、この清流のすばらしさというものも感じてまいりましたし、そういう部分とか、さまざまな表現を組み入れていくということも必要と思われる方もあられると思ひます。そういうことを遠慮なく、ぜひ声を出していただきたいと思ひます。

特に、最初に、もう一回おさらいするという意味も含めて、中核市の部分について、再確認する意味でそこをちょっと。

藤原事務局次長 お手元に資料のない中でご説明するということが大変申しわけござひませんが、中核市の制度的なものについて、私の方からちょっとご説明させていただきますと思ひます。

中核市制度、都市制度の中の一つということで、都市制度には特例市、中核市、あるいは政令指定都市と3つあるわけですが、人口規模からいくと、特例市は20万人以上ということで、今、盛岡市は特例市になっております。中核市は人口が30万人以上で、人口が50万人未満の場合は面積が100平方キロメートル以上というふうに面積要件もござひます。盛岡市の場合は、面積要件はクリアしているんですが、人口規模が28万9,000人ぐらいという状況でござひます。政令指定市の場合は人口50万人以上ということで、仙台市とかがなっているわけござひます。

それで、中核市になりますといろいろな事務が来るということで、これは後からちょっとご説明したいと思ひますが、大きなものは、事務に見合った財源と申しますか、交付税措置がなされてまいります。今、地方交付税の中核市補正と一般的に言われておりますけれども、そういったような財政上の特例がありまして、事務に見合った経費の算入という

のは、制度的にございます。

中核市になるとどういう事務、メリットがあるだろうかと申しますと、やはり大きなものは、保健所の事務が一括移ってくると申しますか、現在、盛岡保健所でやっている事務が、今度は、中核市になりますと市の方に全部移譲されてくるというふうになってまいります。そうするとどうなるかといいますと、大きく言いますと、保健、福祉、環境とか、いわゆる住民の方々に関係したそういったような分野の事務が全部来るわけですので、一貫した事務処理体制と申しますか、サービス体制ができることになるだろうと思います。

よく言われるのは、身障者の方々の障害者手帳の交付ですか、これは今、県でやっているわけですが、そういったものが、中核市に移行しますと、市長の権限で処理するという事で処理期間が短縮される。現在であれば、市町村の窓口に来て、受付申請を市町村で県に進達して、県で処理するといったような関係もありますので、そういったようなことで事務処理期間が短縮される、あるいは福祉関係のサービスが一括してできるということがあると思います。それから、保健予防とか環境衛生、あるいは食品衛生関係の、身近な豆腐屋さんとか床屋さんとか、そういったような営業許可の関係も市においてくるということでの、保健衛生行政ですか、それが効果的に進めることになるだろうということも挙げられております。

それから、都市計画の関係、個性豊かなまちづくりの推進に効果があるというふうにも言われております。例えば、屋外広告物の規制関係の事務、これは今、盛岡地方振興局でやっております。そういったことが移ってきますと、広告物、要は景観的にいろいろ問題が出るものもあると言われておりますが、そういったことで景観に配慮したまちづくりができると言われておりますし、それから、新たに景観法という法律が今年に制定されて、県では、そういう景観計画をつくって景観に配慮したまちづくりを進めるというようなことになりましたが、中核市になりますと、市が景観形成団体となり、取り組みも可能になる。景観形成に配慮したまちづくりによりまして、それが観光面にもつながり得ると思いますし、地域の活性化にもつながってくるというようなことになりました。

それから、都市のイメージアップということになりまして、都市の格が上がる この表現がいいかわかりませんが、そういったイメージアップが図られるということになりまして知名度が上がる。それによって交流人口の増加とか、さらには、企業誘致とかいったものにも効果がある。そういったことで地域経済の活性化も期待されるというような制度的なメリットが考えられております。

それから、先ほどの繰り返しになりますが、財政的な特例。三位一体改革等で交付税の先行きも不透明な部分がありますけれども、制度的には、事務に見合った分の交付税措置ということになっております。以上、中核市の制度ということでございます。よろしくお願いいたします。

谷藤会長 今、いろいろ説明がありました。この建設計画を進めていく中に、「中核市」という文言を挿入させていただく。今までは、任意合併協議会の段階では中核市という表現を使ってまいっておりませんが、法定の手続を踏むとすれば中核市への移行は可能ではないかという前提のもとに、その文言をこの中に挿入してよろしいかどうかということも含めて、ご意見をいただきたいと思えます。

どうでしょうか。

村井委員 我々盛岡市民とすれば、ぜひ中核市になりたい。今説明のあったように、かなり権限も移譲になる。玉山村と一緒にするとそれになれる、そういう気持ちなんです。ですから、ぜひこれは入れてもらいたい。そして、この合併の必要性の第一番にこれを謳ってもらいたいわけです。

何のために盛岡市と合併しなければならないんだと恐らく玉山村の方々は思っておられるだろうと思えます。私らは、中核市になれば、こういう利点もあるし、これを皆さんにも分^わかつことができるんだ、だからどうか一緒になってください。そうすればこういう利益も利点もあるといったようなことでお報いすることができると思っておるわけですし、ぜひ、これは冒頭に掲げて ということになっていけば、日常生活の対応も全部変わっていくわけですよ。

ですから、どうもこれは抽象的な用語ばかりが多過ぎるんですよ。だから、もう少しびしっと締めながら、夢も持たせるような記述にしてもらいたいと思うんです。

例えば、行政サービスの提供と言っている。行政サービスは今までも提供してきているわけですよ。増進とならないですか。良くなっていくと。環境問題など、公益的な課題の云々、環境の何が問題なのか。そういうふうに、もう少し住民にわかるような記述の仕方というものをしてもらいたいわけですよ。抽象的なものが多過ぎるんですよ。

そういうことを感じますので、だから5つにしてもらいたい。合併の必要性には、何としても中核都市になる必要があるんだということも強調してもらいたいと思えます。それから、合併により期待される効果も、記述の仕方が変わってくるんでしょう。そういうふうに取り組んでももらいたいなと思えます。

もう一つしゃべりますけれども、玉山村と盛岡市との云々といっているところに、合併してどうなるんだということをもう一つ欲しいわけですよ。これは44ページ。地域別整備の方向といって、盛岡市これこれ、玉山村かれこれ書いているわけだが、一緒になったらどうなるんだという、そのことは描けませんか。何か、一緒になったことによって利便性というものを玉山村にも受けてもらおうし、盛岡市にないものを玉山村から受けたいといったようなことが、一緒になったことによってあらわれてくるでしょう。例えば観光問題にしろ、そういうことを描いてもらいたいんですよ。

それから、5つのこの問題ね、私はもう自律に今まで固執してきた男だから、あえてまた取り上げますけれども、第4章、38ページ、これは矢巾町と玉山村と盛岡市と一緒になるときに掲げた項目ですよ。もう条件が変わっているんだから、玉山村と盛岡市だけの新市の目指すべき将来像というものに描き直してもらいたい。自律ばかりで、どうして活力を持つようなことをやろうとしないのかということなんです。活力のある新しい盛岡市ということに玉山村に入ってもらってやろうということなんですから。自分ばかりでしていないでいかなければならない今の中です。そういう意味で、この基本理念をもう一遍見直してもらいたい。

以上であります。

谷藤会長 ありがとうございます。

いずれ、中核市を目指してこの合併を促進していく中で、当然30万人をクリアする中で、次には合併市へという手続を踏むということがあるわけでございますので、そういう意味では、この中核市という中のメリットをこの地域に波及させていくという意味合いからも、この文言をこの文章の中の必要な場所に挿入していく、そういうことでご理解をいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 では、そのように、今後文言の中の必要な箇所に導入させていただきたいと思います。

それから、もう少し具体的に前向きな表現等につきましても、事務局の方で、まだこれが確定版ということではございませんので、いろいろ皆さんからご意見をいただいてということになりますので、その中にその表現を盛り込ませていただきたいと思います。

それから、自律という「律」の部分につきましても、今、村井委員さんからは、矢巾町を含めて3市町村での取り組みのときと、今、盛岡市・玉山村という2つの枠組みの中で

新しい展開になったということも踏まえて、その中での「律」という部分においても考え方がそれなりにまたあってもいいのではないかとということも含めてご提案をいただいたわけでございます。その辺につきましても、文言整理等も含めてその辺に取り組みさせていただくということで、住民の皆さんにわかりやすい形の方がいいということもあるのかもしれない。

その他に、例えば、地域に夢を持っていただくという意味では、やっぱり元気なまちをつくっていくんだとか、そういうふうな具体的にわかりやすい表現とか、そういうものももう少し取り入れていった方がいいのではないかと思います。

その辺を含めて、また事務局の方でこれを整理させていただきたいと思います。

その他、皆さんから、またお気づきの点あればいただきたいと思います。どうですか、何か。全体に対しても、ここをこうやって少し手直しした方が、住民の皆さんにももう少しわかりやすくいいのではないかと、ご意見をいただければと思います。

他にございませんか。

この場ですぐといっても、なかなかでしょうけれども。いずれこの資料をもう一度お目通しいたきまして、それぞれの事務局の方に、具体的にまたこういうふうなものがないのではないかと、それから、さっきの6つほどテーマといいますかイメージのものありましたけれども、これもさまざま声を寄せていただいた方がいいのではないかと。事務局内で一生懸命考えたたたき台ではございますけれども、さらに中身をこうやるとすれば、皆さんの意見の中で、どういう文言を加味していけばもっといいのではないかとというのがあればいただきたいと思います。なかなかこの場ですぐは出ないかもしれないので、事務局を通じてまた、次回までも結構でございますけれども、その辺、お寄せいただければと思います。

それでは、時間はまだございますけれども、今までの、今日の与えられてきた項目につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

4 その他

谷藤会長 それでは、次に、4のその他ということになります、この際、皆様方から何かございますればいただきたいと思います。

事務局から何かありますか、その他のところで。

特に事務局の方もないようでございますので、今日の会議につきましてはここで閉じさ

せていただきたいと思います。

そしてまた、次回に向けまして、皆様方にもこの中をもう一度目を通していただきながら、じっくり見ていただいて、ここに挿入した方がいい、直した方がいい、もっとわかりやすい表現を使った方がいいとか、その辺、さまざまご提言をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で閉じさせていただきます。ありがとうございました。

5 閉 会

司会 長時間にわたりご審議いただきましてまことにありがとうございます。これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4時05分